

議案第39号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

交野市長 山本 景

1 事 件 名 違約金支払請求訴訟

2 当 事 者 原告

交野市私部1丁目1番1号

交野市 代表者 市長 山本 景

被告

大阪市東成区中町3丁目15-16-771

株式会社 CADS 代表取締役 清水 寛之

3 対 象 事 業 総合体育施設改修工事設計業務委託

4 請 求 の 趣 旨 (1) 被告は、原告に対し、2,009,700円及びこれに対する令和7年10月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

5 訴訟遂行の方針 (1) 交野市の顧問弁護士であるみずほ綜合法律事務所所属の井上隆晴弁護士、井上卓哉弁護士を訴訟代理人として定める。

(2) 本件について必要がある場合は、上訴する。

6 訴訟の概要 対象事業の一部成果品の提出期限（令和7年7月25日）に被告から成果品とみなされるものが提出されなかった。これに対して、提出期限を同年8月18日に延長して履行を請求したが、被告より期限内に成果品とみなされるものが提出されなかったため、同年9月8日付けで委託契約を解除するとともに、同年9月30日を支払期限として違約金の請求を行った。しかしながら、被告は支払いに応じず、その後、再三支払いを求めたものの、これに応じなかったため、違約金請求の訴えを提起するものである。